

## 第1回推進委員会 次第

日 時 令和8年2月17日（火）18時30分～20時（予定）  
会 場 武蔵野市民社会福祉協議会 会議室  
（吉祥寺本町1-14-9 プレファス吉祥寺フロント7階）

- 1 委嘱状の交付
- 2 委員紹介（自己紹介） 資料1参照
- 3 事務局職員紹介
- 4 議事
  - (1) 正副委員長の選出 資料2・3参照  
・委員長（ ） ・副委員長（ ）
  - (2) 委員会傍聴について 資料4参照
  - (3) 議事録の形式及び取扱いについて
  - (4) 推進委員会の概要・スケジュールについて 資料5参照
  - (5) 計画の振り返りについて（評価対象、評価方法など） 資料6参照
- 5 事務局からの連絡事項等
- 6 次回日程（候補日）

**【配布資料】**

- 資料 1 第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿
- 資料 2 第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画推進委員会 設置要綱
- 資料 3 第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画推進委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する要綱
- 資料 4 第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画推進委員会 傍聴基準（案）
- 資料 5 第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画推進委員会の概要
- 資料 6 計画の振り返りについて

**【参 考】**

- 参考 1 第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画書
- 参考 2 第 4 次武蔵野市民地域福祉活動計画 6 年間の振り返り報告書

第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画  
推進委員会

第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿

(50音順・敬称略)

	氏名	所属団体等	備考
1	和 秀俊	田園調布学園大学 教授	
2	熊田 博喜	武蔵野大学 教授	
3	見城 学	地域福祉活動推進協議会代表者連絡会 境南地域社協副会長	
4	酒井 陽子	ボランティアセンター武蔵野運営委員会 運営委員	
5	佐藤 清佳	武蔵野市民生児童委員協議会 第2地区副会長	
6	西田 順子	武蔵野市赤十字奉仕団 委員長	
7	福本 千晴	個人	
8	福山 和彦	武蔵野市健康福祉部 地域支援課 課長	
9	町田 敏	武蔵野市コミュニティ研究連絡会 武蔵野市コミュニティ研究連絡会会長/吉祥寺南町コミュニティ協議会委員長	

## 第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

令和 7 年 11 月 1 日 要綱第 1 号  
改正 令和 7 年 12 月 1 日 要綱第 1 号

(設置)

**第 1 条** 社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の進捗状況を住民及び関係者によって確認することにより武蔵野市の地域福祉活動を推進するため、第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

**第 2 条** 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討及び協議を行い、その結果を会長に報告するものとする。

- (1) 計画の進捗状況の確認に関すること。
- (2) 計画の振り返りを踏まえた意見に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、地域福祉活動を推進するために武蔵野市民社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認める事項。

(構成)

**第 3 条** 委員会の委員は、次に掲げる 10 人以内の者をもって構成し、会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域活動関係者（福祉、市民、ボランティア等）
- (3) 行政関係者
- (4) 本会関係者

(委員の任期)

**第 4 条** 委員の任期は、委嘱日から令和 13 年 3 月末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第 5 条** 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、本会事務局が担当し本会内に置く。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**付 則**

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画推進委員会委員の報酬及び  
費用弁償に関する要綱

令和 7 年 11 月 1 日 要綱第 2 号

(趣旨)

**第 1 条** 社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画推進委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）により設置された、第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画推進委員会委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要事項を定める。

(報酬)

**第 2 条** 本会は、委員が設置要綱第 6 条に規定する会議等に出席した場合には、日額 12,000 円の報酬を支給する。ただし、委員が武蔵野市職員任用規程（昭和 31 年 12 月 26 日規則第 23 号）第 2 条の規定により任用された職員である場合は、報酬を支給しない。

(報酬等の支給方法)

**第 3 条** 第 2 条に規定する報酬及び前条に規定する費用弁償の支給方法は、会長が別に定める。

(その他)

**第 4 条** この要綱の実施に関し必要事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

## 第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画推進委員会傍聴基準

(趣 旨)

第 1 条 この基準は、第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画推進委員会設置要綱第 8 条に基づき、第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人数)

第 2 条 傍聴人数は 10 名を限度とする。ただし、第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画推進委員会委員長（以下「委員長」という。）が特に必要と認めるときは、定員を超えて傍聴させることができる。また、委員会開催会場の定数等の都合により、10 名の傍聴が出来ない場合は、委員長が定めた人数までとする。

(傍聴の手続き)

第 3 条 委員会を傍聴しようとする者は、受付において傍聴受付簿に記入をしなければならない。

(傍聴席以外の入場禁止)

第 4 条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 5 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物等を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイク等委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 前各号のほか、委員長が職務執行上支障があると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場内では飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、委員会を非公開とする委員会の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの基準に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この基準は、令和7年11月1日から施行する。

# 第5次武蔵野市民地域福祉活動計画 推進委員会の概要

## 1. 地域福祉活動計画とは

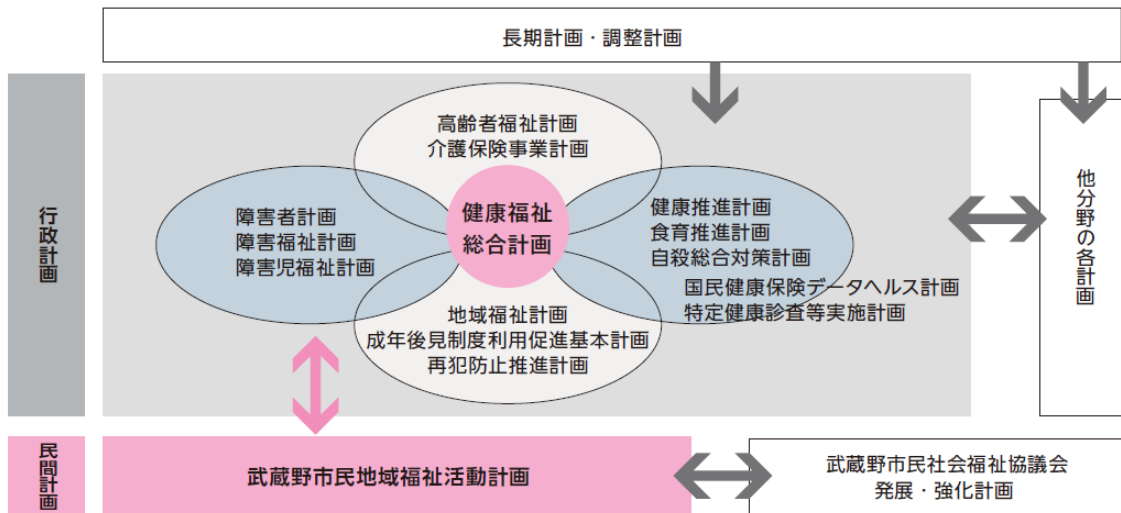
地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけ、住民や地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力し、「地域福祉の推進」を目的として策定する民間の計画です。策定を通じて、地域課題の明確化とその解決のための協議を行い、解決に向けた具体的な行動と関係機関・団体の役割分担が盛り込まれます。

（第5次武蔵野市民地域福祉活動計画 P.03 より）

## 2. 第5次武蔵野市民地域福祉活動計画の策定イメージ

第5次武蔵野市民地域福祉活動計画（以下「第5次活動計画」）は令和6年3月に策定された「武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画」と相互に連携しながら武蔵野市における総合的な地域福祉の推進を目指します。（第5次武蔵野市民地域福祉活動計画 P.05 より）

### 関連計画のイメージ



## 3. 計画の期間

年度	平成31 [2019]	令和2 [2020]	令和3 [2021]	令和4 [2022]	令和5 [2023]	令和6 [2024]	令和7 [2025]	令和8 [2026]	令和9 [2027]	令和10 [2028]	令和11 [2029]	令和12 [2030]
市	武蔵野市第3期健康福祉総合計画 (第5期地域福祉計画等)					武蔵野市第4期健康福祉総合計画 (第6期地域福祉計画等)						
市民・社協	第4次武蔵野市民地域福祉活動計画					策定	第5次武蔵野市民地域福祉活動計画					
	市民社協発展・強化計画						第2次市民社協発展・強化計画（仮称）					

（第5次武蔵野市民地域福祉活動計画 P.05 より）

## 4. 第5次活動計画のポイント

### (1) 基本理念

#### みんなが主役 ささえあいのまちづくりをめざして

第5次活動計画の基本理念は「第2次武蔵野市地域福祉活動計画（平成16年3月）」から継承しています。

### (2) 基本目標と取組

**基本目標1** 地域の情報、福祉の情報が広がり、必要な人に届く武蔵野市にしよう！

- └ (1-1) 地域で活動に参加しやすい情報発信を行う
- └ (1-2) 福祉の情報を受け取りやすくする

**基本目標2** つながりたい時につながることができ、孤立する人がいない武蔵野市にしよう！

- └ (2-1) 困った時に助け合えるしくみをつくる
- └ (2-2) 地域で自然につながる
- └ (2-3) 地域で一緒に活動できる仲間を増やす

基本目標は「情報」と「つながり」を大きなテーマとして2つに整理しました。  
それぞれの目標を達成するために、5つの取組を設定しました。

### (3) 実施主体の設定

計画を推進するために取組を行うことが想定される実施主体を、次のように分けて設定しました。

すべての市民	まだ地域福祉活動にかかわったことがない人を含むすべての市民
活動に参加している人	何らかの地域福祉活動に参加している人及び団体
市民社協	武蔵野市民社会福祉協議会（ボランティアセンター武蔵野）
公共・専門機関	武蔵野市、在宅介護・地域包括支援センター、地域活動支援センター 等

### (4) 特に推し進めたいアクションの設定

5つの取組のなかで、策定委員会が「特に推し進めたいアクション」を設定しました。特に推し進めたいアクションは、想定される実施主体が「すべての市民」または「活動に参加している人」から1～2つ選んでいます。

## 5. 計画の推進・振り返り

第5次活動計画の推進と振り返りは、市民等を中心に構成される第5次武蔵野市民地域福祉活動計画推進委員会（以下「推進委員会」）を設置し、年1～2回程度の開催頻度で進めていきます。

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13～ (2031)
第5次地域福祉活動 計画推進委員会	各アクションの振り返りを実施						
第6次地域福祉活動 計画策定委員会						報告 策定	

(第5次武蔵野市民地域福祉活動計画 P.19 より)

### 【まとめの作成】

- ・第4次武蔵野市民地域福祉活動計画推進委員会では、6年間のまとめとして「第4次武蔵野市民地域福祉活動計画 6年間の振り返り報告書」を作成しました。
- ・本推進委員会でも、計画の最終年度である令和12年度に、第5次活動計画の6年間をまとめて、第6次武蔵野市民地域福祉活動計画の策定につなぎたいと考えています。

## 6. 計画策定後の動き

### (1) 計画書の作成・配布 **【配布数 1,083部】**

- ・計画策定に関わっていただいた市民団体・関係機関をはじめ、市民社協が関わる多くの団体等に計画書を配布しました。
- ・計画書はPDF形式で、市民社協ホームページでも公開しています。

### (2) 説明会の開催、関係団体への周知 **【説明回数 32回】**

- ・第5次活動計画策定委員会にて、各委員を推薦いただいた関係団体をはじめ、多くの団体に時間をいただき、計画のPRを行いました。

### (3) チラシの全戸配布\* **【58,000部】**

- ・「受験生チャレンジ支援貸付」「教育支援資金」の裏面を活用して、計画のPRチラシを作成し、市内全戸配布を行いました。

### (2) PR動画の作成、公開

- ・令和7年8月よりYouTube上で計画のPR動画を公開しました。
- ・4分30秒で計画の概要がわかる内容となっています（職員作成）。



\* (参考) 全戸配布チラシデザイン

  
計画書

市民社協が市民の皆さんと進めていく計画

# 第5次武蔵野市民 地域福祉活動計画

取り組みが始まりました！



**2025  
～  
2030**

「ささえあいのまちづくり」を進めていくために、地域の現状と課題、今後必要となる取り組みについてまとめた民間の計画です。ささえあいのまちづくりを進めていくためには市民、地域団体、市民社協などそれぞれに役割があり、それぞれの立場で取り組んでいくことについてまとめています。

### この計画の特徴



全市と地域別の  
2つの計画



立場ごとの  
取り組みを明記



音声でも  
聞ける！

..... 6年間で進めていく取り組み .....

### 基本理念

みんなが主役 ささえあいのまちづくりをめざして

### 基本目標と取り組み

目標① 地域の情報、福祉の情報が広がり、必要な人に届く武蔵野市にしよう！

- 1-1 地域で活動に参加しやすい情報発信を行う
- 1-2 福祉の情報を受け取りやすくする

目標② つながりたい時につながることができ、孤立する人がいない武蔵野市にしよう！

- 2-1 困った時に助け合えるしくみをつくる
- 2-2 地域で自然につながる
- 2-3 地域で一緒に活動できる仲間を増やす

### 動画でチェック



YouTubeチャンネルでは市民社協の事業を紹介する動画を公開しています！

**お問い合わせ** 武蔵野市民社会福祉協議会 ☎0422-23-0701

## 計画の振り返りについて

第5次活動計画 19 ページの「6 計画の推進・振り返り」において、「振り返りの方法については、推進委員会の中で検討を行います。」と記載されています。そのため、本推進委員会で、具体的な推進と振り返りの進め方について定めていきます。

### 1. 第4次武蔵野市民地域福祉活動計画推進委員会での計画の振り返り

- 第4次武蔵野市民地域福祉活動計画（以下「第4次活動計画」）では、3つの基本目標に紐づくそれぞれの取組の達成段階の指標として「ステップ」を設定しました。このステップの達成状況を「基本目標の評価基準\*」に照らし合わせて4段階で評価しました。

基本目標の評価基準			
4	3	2	1
目標以上に 進んでいる	着実に 進んでいる	課題が生じ 進んでいない	全く 進んでいない

- 市民による活動をまとめた民間計画であること、また計画の推進期間の大半が新型コロナウイルス感染症の影響により、十分に取り組むことが困難であったことから、「できた」「できなかった」の単純な評価をすることが難しく、それぞれのステップで取り組んだことを挙げ、推進委員からは「メッセージ」という形式で活動を応援するようなコメントを記載することとしました。
- 6年間の振り返りでは、第4次活動計画推進委員会のなかで出た「評価はなるべくわかりやすい形で表現するために点数化したい」という意見を受けて、計画の達成状況のめやすとして、ステップ1、2、3の4段階評価の平均値をもとに最終的な達成度を示しました。

#### 【評価を進めていく中で出された意見】

- ステップについては、小さい目標を立てて達成感を可視化できるようにということが目的だったが、ステップ1、2、3が段階的になっていないものもあった。そのため、ステップが進んでも評価が下がってしまう項目があった。ステップは取り組むための目標1・2・3という並列にして、どこから取り組んでもよい形にしても良かった。
- 各ステップを2年区切りとし、2年間で各ステップに取り組んで6年間で達成することとしたが、目によっては1年で終わるもの、3年かかるものなど、必ずしも2年で区切るものではなかった。
- 市民調査の満足度に関する数値目標を設定したが、「地域活動やボランティアに関心のある人が情報を得るための発信」として評価を考えるのか、そうでない人も含めるのか、評価基準が曖昧だった。
- 振り返り報告書の作成にあたり、達成度をわかりやすくするために数値化（％）できると良いが、人（立場）によって尺度が定まりづらいため、数値化が難しかった。

## 2. 今後の推進委員会の進め方・スケジュール

年度	推進委員会の議題案	
令和7	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>■委員長・副委員長の選任</li> <li>■推進委員会の目的・スケジュール等の確認</li> <li>■振り返り方法の検討</li> </ul>
令和8	第2回	■振り返り方法の決定（評価対象、評価方法など）
	第3回	■前（令和7）年度の振り返り
令和9	第4回	■前（令和8）年度の振り返り
令和10	第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>■前（令和9）年度の振り返り</li> <li>■まとめ方の検討</li> </ul>
令和11	第6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>■前（令和10）年度の振り返り</li> <li>■まとめ方の検討</li> </ul>
令和12	第7回	<ul style="list-style-type: none"> <li>■前（令和11）年度の振り返り</li> <li>■まとめの作成</li> </ul> <p>→<u>第6次武蔵野市民地域福祉活動計画策定への引き継ぎ</u></p>